

# 一般社団法人青森県学校薬剤師会旅費規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人青森県学校薬剤師会の会務のため出張する役員及び会員(以下「役員等」とする。)に支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (旅費の支給対象)

第 2 条 役員等が、会長の命により出張した場合には、旅費を支給する。

2. 前項以外の者で、会長が、特に会務のため出張を依頼した場合には、旅費を支給する。

## (旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、交通費(鉄道賃・航空賃・車賃)、日当及び宿泊料とする。

2. 交通費については、鉄道旅行.航空旅行.及び陸路旅行の路程に応じ、旅客運賃により支給する。

3. 日当は、旅行中の日数に応じ、1 日当りの定額により支給する。

4. 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1 夜当りの定額により支給する。

## (旅費の計算)

第 4 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

## (交通費)

第 5 条 交通費のうち、新幹線及び特急列車を運行する路線による旅行については、その料金を支給する。

2. 航空機を利用する旅行については、空港までの交通費として片道 1,000 円を支給する。

3. 陸路バスを利用する旅行については、10 km 未満は片道定額 2500 円、10km 以上については実費額により支給する。

4. 第 1 項の規定にかかわらず、新幹線及び特急列車を運行する路線による旅行及び陸路バスを 10 km 以上利用する旅行について、自動車を利用する場合には、次のとおり支給する。

① 走行距離(km)×ガソリン単価(円)

② 前号の算式のうち、「ガソリン単価」は、レギュラーガソリン価格の相場等を勘案して定める。

③ 第 1 号の算式のうち、「走行距離」の算出において 1 km 未満の端数が生じたときは、小数点第 1 位を四捨五入する。

④有料道路を使用した場合は、その実費を支給する。

(日当)

第6条 日当の額は、別表の定額による。

(宿泊料)

第7条 宿泊料の額は、別表の定額による。

(旅費の請求及び支払)

第8条 旅費の支給は、旅費概(精)算書(様式第1号)の提出により行う。

(改廃)

第9条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

[別表]

日当	宿泊料	
	県内	県外
3,500円	10,000円	12,000円 ※ただし、上記金額を超えた場合はその差額も加算して支給する。